

## 令和6年度第3回砂川市子ども・子育て会議

と き 令和7年1月15日(水) 15:00～  
ところ 市役所 2階大会議室  
出席者 委員：6名／10名中  
事務局：6名

### 1. 開会

(事務局)

定刻となりましたので、只今から、令和6年度第3回砂川市子ども・子育て会議を開会いたします。

### 2. 挨拶

(事務局)

開会にあたりまして会長よりご挨拶を頂戴したいと存じます。よろしく願いいたします。

(会長)

皆様こんにちは。

大変お忙しい中お集まりいただきましてありがとうございます。本日は前回12月2日の会議で出された意見をもとに、第3期砂川市子ども・子育て支援事業計画の説明があります。また、第2回子ども・子育て会議では検討・作成中であった第5章砂川市次世代育成支援地域行動計画の説明も予定されております。年度内に計画を完成させるうえで重要な会議になるかと思っておりますので、本日はよろしく願いいたします。

(事務局)

ありがとうございました。

### 3. 議事

(事務局)

これより議事に入ります。

本日の会議につきましては、委員10名中、7名の出席をいただいております。当市子ども・子育て会議設置要綱第6条第2項に定める過半数以上の出席があることから、本会議が成立していることを報告いたします。

また、これより会議の議長は、神島会長にお願いしたいと存じますので、どうぞよろしく願いいたします。

(会長)

よろしく願いいたします。それでは次第に従い議事に入ります。

議事の（１）、「第３期砂川市子ども・子育て支援事業計画の素案」①子ども子育て会議の変更点について、事務局から説明をお願いします。

**（事務局）**

計画書の素案につきましては、昨年１２月２日開催の第２回子ども・子育て会議にて第４章までご協議いただいた後、昨年末に第５章も含めた素案を事前に配布しておりました。前回会議以降もしくは昨年の資料配布以降、変更した内容を一覧にしたものが、本日お配りしている変更箇所一覧（６ページ）となっております。変更箇所をすべて落とし込んだ全面カラー版の計画書素案を本日改めて配布しております。

変更した点について若干触れさせていただきますと、素案５５ページのファミリー・サポート・センター事業における未就学児分の見込み量が５６ページの保育所等の一時預かりに包含されていて、読み取りにくい表記となっていたことから、記載方法を見直しております。５５ページに記載のとおり、ファミリー・サポート・センター事業につきましては、「未就学児」「低学年」「高学年」の量の見込み及び確保方策を記載しております。また、これに伴い５６ページの保育所の一時預かりからファミサポ事業の「未就学児」分に関する記載を削除しております。

続いて素案５８～６０ページをご参照ください。令和８年度に義務教育学校内に建設される、学童保育所の建設事業費について国から財政支援を受ける要件として、計画に目標事業量等が記載されていることが要件となっていることから、必要事項を追記しております。内容としましては、令和８年度以降、義務教育学校内にて学童保育所及び放課後児童クラブが連携して事業を実施すること、実施にあたり教育委員会と福祉部局が連携を図ること、特別な配慮を要する児童に対し適切な対応に努めること、地域住民に対して十分な周知を図ること等を記載しております。

その他の変更箇所につきましては、昨年末に庁内策定推進委員会を実施した際に出た意見を基に、文言整理等を行ったものであります。変更内容については、記載のとおりとなりますので、各自お読み取り願います。

**（会長）**

只今、事務局より説明がありました。ご質問等ありましたらお受けいたします。

（委員より質問・意見：なし）

**（会長）**

続いて②第５章（次世代育成支援地域行動計画）について、事務局から説明をお願いします。

**（事務局）**

引き続き第５章次世代育成支援地域行動計画につきまして、ご説明申し上げます。素案の６３ページをご参照ください。第２期計画から追加した点等にポイントを絞りながら提案させていただきます。第５

章につきましては、前回の会議でご説明した本計画における3つの視点「子ども」「保護者」「社会」に基づく、各基本施策及び主な事業について記載しております。

素案63ページからは「次世代を担う子ども一人ひとりが心豊かに育つことのできるまちづくり」についてとなっており、こちらは「子ども」に着目した視点となります。①乳幼児期における親子のふれあいの促進についてです。アンケート調査における就学前保護者の回答として、「子どもについて悩み・不安に感じる」との質問では「育児の方法」という回答が29.0%、「保護者自身の悩み・不安に感じる」という回答では「子どもを叱りすぎているような気がする」という回答が27.0%あり、親子が互いに心を通わせ、家族の愛情が注がれる環境づくりが大切であることが確認できます。

本計画期間においては、子育て支援センターや学び体験教室において親子間や親同士、子ども同士の交流が深まる機会を提供し、親子の成長する力を伸ばすとともに、サテライト活動等を通じて、親が新たな気づきや発見ができるよう支援に努めること、また、図書館ではブックスタート事業や読み聞かせの機会を設けることで、気持ちが通じ合う読書活動の推進に努めることを記載しています。具体的な事業としましては、63ページから65ページに記載のとおりで、親子が集う機会、場所の提供として、第3期計画から新たに「まちなか交流施設すないる」「ふるさと活性化プラザ（屋内遊具ひろば）」を64ページに新たに追記しています。

続いて素案66ページ②幼児期の教育・保育の充実についてです。令和6年4月時点で、市内の0歳児から5歳児の総数に対し、教育・保育給付認定を受けた子どもの割合は72.3%を占めています。また、日常的に通う幼稚園・保育所以外の利用希望について、アンケート調査では就学前保護者で、一時預かりが33.6%、幼稚園の預かり保育が18.1%と多様な保育ニーズが見込まれる結果となっています。病児・病後児保育の利用意向については、就学前保護者で「利用を希望する」が33.2%、「どちらともいえない」が48.6%であり、今後ともセーフティネットとしての役割を期待されていることがうかがえます。

本計画期間においては、保護者からの教育・保育ニーズに応えられるよう、延長保育、一時保育、幼稚園の預かり保育などの多様なニーズにも対応できる体制確保に努めること、また、国の方針として、令和8年度より保育所等を利用していない0歳6か月から満3歳未満児が対象の「こども誰でも通園制度」の導入が予定されており、実施に向けた整備を進めること、病児・病後児保育については、登録制度等に係る周知を確実にを行い、事業を継続していくことを記載しています。具体的な事業としましては、66ページから67ページに記載のとおりで、新たに令和6年度から開始した保育所使用済みおむつ自園処理事業、定額でおむつを制限なく利用できるおむつサブスクについて66ページに新たに追記しています。また、令和8年度からの本格導入を予定しているこども誰でも通園制度に関しても67ページに新たに記載しております。

続いて素案68ページ③学齢期における子どもの成長への支援についてです。こちらにつきましては、より質の高い学校教育を提供するため、令和7年度より小中一貫教育を本格実施するとともに、令和8年度より義務教育学校を開校することを記載しています。

本計画期間においては、義務教育の9年間を1stステージから3rdステージの3つのブロックを設け、「生きる力」を育む小中一貫教育の推進を通じて、子どもたちに必要な資質・能力の育成に努めること、放課後については、「子どもの居場所づくり」を推進し、学童保育所を市内2か所に開設し、保護者へ支援及び子どもの成長を支えていくことを記載しています。具体的な事業としましては、68ペ

ージから70ページに記載のとおりで、学童保育の充実として、義務教育学校開設に伴う学童保育所の再編について、69ページに新たに追記しています。

続いて素案71ページ④子どもの社会体験の充実についてです。文部科学省の調査では、小学生のころに自然体験や社会体験等の様々な体験をした子どもは、その後、自尊感情や外向性、精神的な回復力について高い意識をもつ傾向となっています。子どもにとって、多くの人と関わりながら体験を積み重ねることは、「社会を生き抜く力」を養う効果があると考えられ、仲間とのコミュニケーション能力等を育むためには、様々な体験活動の機会を設けることで良い影響を与えることが期待されます。

本計画期間においては、様々な体験を通じて、自然を大切に作る心の育み、外国の文化に対する理解の促進、健康増進や体力向上だけではなく、協調性やコミュニケーション能力の育成を図り、子どもの健全な心身の成長が促されるよう支援に努めることを記載しています。具体的な事業としましては、71ページから72ページに記載のとおりで、いずれも第2期計画期間中からの引き続きの事業となっております。

続いて素案73ページ⑤配慮が必要な子どもへの支援についてです。成長に心配がある子どもに対し、療育を行う児童発達支援及び放課後等デイサービスの受給者数の状況について、平成30年度と令和5年度を比較すると、いずれも増加しており、特別支援学級の在籍者数を同様に比較した場合についても、増加傾向を示しています。また、文部科学省の調査(令和4年)では、通常学級における著しい困難を示す児童生徒の推定値が小学生で10.4%、中学生が5.4%となっています。

本計画期間においては、配慮が必要となる子どもへの対応として、合理的配慮を含む必要な支援を切れ目なく引き継ぐ体制を確保しながら、早期療育の継続的な実施、保護者からの相談体制の充実、保護者に対する経済的支援を実施することで、子どもの成長・発達促進、保護者の負担軽減に努めることを記載しています。具体的な事業としましては、73ページから74ページに記載のとおりで、第2期計画期間中に子ども通園センターにおいて開始した、集団生活に適應するための支援を行う保育所等訪問支援を73ページに新たに追記しています。

続いて素案75ページ⑥保育士・教職員の資質の向上についてです。近年、DXの推進が定着し、保育所や幼稚園においてもICTソフトを導入し、業務の効率化を図り、質の向上を目指すとともに、感染症の予防対策などの課題について研修を行うなど、資質の向上に努めています。小中学校においても、デジタル教材やオンライン学習など、質の高い教育を実践するための取組を進め、令和8年度の義務教育学校の開校に向けて、小中一貫教育の導入・推進を図るため、中学校教員の乗り入れ授業や小中学校教員の合同研修会を実施している状況となっています。

本計画期間においては、保育士や教職員等が各種研修機会へ積極的に参加することや、関係者間の連携・協力を強化していくことで、資質の向上及び課題への対応力・解決力の伸長(しんちょう)に努めていくことを記載しています。具体的な事業としましては、75ページから76ページに記載のとおりで、保育所、幼稚園、小学校、子ども通園センターにおけるICTシステムの活用について、75ページに新たに追記しています。

続いて素案77ページ「保護者一人ひとりが喜びと生きがいを感じながら子育てをすることのできるまちづくり」です。ここからは「保護者」に着目した視点となります。①子育てに関する相談体制・学習機会の充実です。アンケート調査における「子育ての悩みを気軽に相談できる場がある」という質問に対し、「とてもそう思う」「そう思う」の合計が就学前保護者で32.1%、小学生保護者で44.8%とな

っているのに対し、「あまりそう思わない」「そう思わない」の合計は就学前保護者で40.5%、小学生保護者で32.9%を占め、「子育ての相談ができる場」については課題が残る結果となっています。子育てに関する相談体制としては、ふれあいセンターで実施している子育て世代包括支援センター事業や、子育て支援センター、家庭児童相談室、保育所の園開放事業などの窓口を設けている一方で、悩みをどの窓口に相談すれば良いのかわかりにくい状況となっていました。

本計画期間においては、令和7年度から母子保健機能と児童福祉機能を一体とした総合相談窓口として「子ども家庭センター」を市役所庁舎内に設置し、保健師等を配置することで母子保健から児童福祉に関する内容まで一体的かつ積極的な相談体制を構築すること、また、子育てに関する確かな情報を得たいというニーズに応えるため、情報発信及び学習機会の提供に努めることを記載しています。具体的な事業としましては、77ページから79ページに記載のとおりで、総合相談窓口である「子ども家庭センター」について、開設イメージ図を添えて77ページに新たに追記しています。また、79ページには子育てに関する相談機会の提供としてペアレントメンター派遣事業の活用について追記しています。

続いて素案80ページ②子育てに対するサポート体制の確保です。アンケート調査における「お子さんをみてもらえる親族・知人の有無」に対する回答では、日常的あるいは緊急時にみてもらえる親族や友人・知人の「いずれもない」が就学前保護者と小学生保護者のどちらも約1割を占める結果となり、「不定期に利用したい一時預かり事業」として、「ファミリー・サポート・センター」を希望する回答が就学前保護者で14.7%ありました。

本計画期間においては、従前の通常保育、延長保育、一時預かり、病児・病後児保育、学童保育などを継続することで、安全で安心して子どもを預けられる環境を維持するとともに、補完する役割としてファミリー・サポート・センター事業についても引き続き実施し、地域全体で子育てをサポートする体制を確保していくことを記載しています。

続いて81ページ③母子保健サービスの充実についてです。アンケート調査における「妊娠中の困ったことやつらかったこと」に関する就学前保護者の回答では、「つわり等の体調不良」、「精神的な不安定」が高い割合を占めており、妊娠中のサポートの必要性がうかがえます。また、令和5年度における乳幼児健診における精密検査につなげていく、要観察の対象とするなど支援が必要な子どもの割合は30%台で、出産後も子どもの成長段階を見守ることが必要な状況となっています。

本計画期間においては、特定不妊治療の自己負担額や先進不妊治療費への独自助成を継続し、出産を希望する世帯への経済的支援を行い、保健師が面談等を通じてアドバイスを行う伴走型相談支援事業も引き続き取り組むこと、また、出産後における心身の休養と育児支援等を行う産後ケア事業を継続して実施すること、乳幼児健診では医療機関で受診する1ヶ月児健診について、令和6年度から費用の助成を開始しており、令和7年度からは母子健康手帳のデジタル化として、アプリによる成長記録の管理、子育てに係る情報発信を実施していく予定であり、切れ目のない支援に努めることを記載しています。具体的な事業については81ページから84ページに記載しており、ご説明した母子健康手帳アプリ、伴走型相談支援事業について81ページ、産後ケア事業について83ページに新たに追記しています。

続いて素案85ページ④乳幼児・小児に関する保健・医療の推進についてです。アンケート調査における「子育てに関する悩みや不安」についての回答の中で、「病気や発育・発達」という回答は就学前保護者、小学生保護者ともに回答率が高くなっており、新型コロナウイルス感染拡大に伴い、令和2年度から5

年度にかけて当該ワクチン接種が臨時接種として実施され、乳幼児・小児についても感染症予防対策など適切な対応を図ることが求められています。

本計画期間においては、乳幼児・小児への予防接種が適切に行われるよう、各種健診事業等を通じて保護者への働きかけを積極的に行い、新型コロナやインフルエンザのワクチン接種についても費用助成を実施することで、感染予防に対する家庭への支援に努めること、また、在宅当番医制を継続し、二次救急医療として公立病院による輪番制の小児救急医療を確保することを記載しています。具体的な事業については85ページに記載のとおりで、いずれも第2期計画期間中からの引き続きの事業となっております。

続いて素案86ページ⑤食育の推進についてです。市内の小中学生に係る食生活や健康状態についてのデータをみると、「朝食を食べない」中学生の家庭があり、小中学生の男子で肥満傾向にある子どもが全国平均より多い傾向が続いています。

本計画期間においては、令和5年度に策定した「健康すながわ21」の中に、「砂川市食育推進計画」を包含していることから、当該計画の中の課題として位置づけた、乳幼児期の離乳食や幼児食が発育面や味覚の形成、適切な食習慣の形成につながるため、発育・発達に合わせた栄養指導を行うこと、学齢期のうちから適切な食習慣を身に付けることを目指し、家庭における食育の推進や学校教育における食に関する指導に努めることを記載しています。具体的な事業については86ページに記載のとおりで、いずれも第2期計画期間中からの引き続きの事業となっております。

続いて素案87ページ⑥子育て世帯に対する経済的支援についてです。アンケート調査における「望ましい子育て支援施策」に対する回答では、「子育てにおける経済的負担の軽減」が就学前保護者で76.1%、小学生保護者で81.5%といずれも最も高い回答率となっており、子育て世帯にとって切実な問題であることがうかがえます。

本計画期間においては、令和5年度から従前の「乳幼児等医療助成事業」を「子ども医療費助成事業」に変更し、無料化の対象を6年度から高校生年齢相当にまで拡大するなど拡充を図った負担軽減策を継続させること、また、5年度から小中学校における給食費の無償化、6年度から保育所の副食費の無償化や幼稚園等の副食費助成、乳児のおむつクーポン券を乳児すこやか応援クーポン券にリニューアルし対象品目を拡大など、今後も効果的な施策を継続的に実施することで、保護者にとって経済的負担の軽減を実感できるように努めていくことを記載しています。具体的な事業については87ページから88ページに記載しており、ご説明した子ども医療費助成について87ページに、乳児すこやか応援クーポン券、保育所副食費無償化、幼稚園等の副食費助成、学校給食費無償化について88ページに新たに追記しています。

続いて素案89ページ「社会を構成する一人ひとりが子どもや子育て家庭への理解を深め、支えあいまちづくり」です。ここからは「社会」に着目した視点となります。①安全・安心な子育て環境の整備についてです。アンケート調査における「望ましい子育て支援施策」に対する回答では、「子育てのための安心、安全な環境整備」が就学前保護者と小学生保護者でいずれも2番目に高い回答率となっています。また、母親の就労状況に関する回答では、「フルタイム」は就学前及び小学生ともに5年前の同調査に比べてそれぞれ10ポイント以上伸びていることから、働く女性の増加あるいは就業時間数の増大がうかがえます。

本計画期間においては、本市には北海道こどもの国を始めとした都市公園が多数ある中、散歩や子ど

もの遊び場により適した環境を求める意見も寄せられており、今後も使いやすい施設を目指して着実に整備を進めること、子どもを交通事故から守る交通安全運動を推進するとともに、地域における防犯意識の高揚が図られるよう、防犯灯などの整備と「あいさつ運動」などに取り組むこと、保育所や学童保育所等における受け入れ体制の確保を図るとともに、職場における育児休業の取得促進など労働環境の改善に向けた普及・啓発に努めることを記載しています。具体的な事業については89ページから90ページに記載しており、子育て世帯が安心して使いやすい公園の整備について、89ページに新たに追記しています。

続いて素案91ページ②児童虐待防止対策の充実についてです。全国の児童相談所が児童虐待について相談対応した件数は、10年前の約3倍という状況にあります。背景としては、身体的な虐待だけではなく、面前DVによる心理的虐待、長時間の放置などネグレクトなども虐待行為に当たることへの理解が進み、通告件数が増えたことなどが挙げられますが、深刻な事案も日々伝えられています。

本市においては、年度による増減がありますが、令和5年度の実績では7世帯・12人の児童に対する虐待通告があり、ケース会議の開催など必要な対応を図り、継続的に家庭の状況の把握に努めていきます。また、アンケート調査では「保護者自身が悩み・不安に感じること」について、「ストレスがたまって、子どもに手をあげたり、世話をしなかつたりしてしまう」という回答が3%前後ではありますが着目すべき結果となっています。児童虐待は、子どもの心身の発達や人格の形成に重大な影響を与え、「虐待の世代間連鎖」を引き起こす可能性もあることから、児童虐待を未然に防止するため、継続した取組を推進が必要な状況となっています。

本計画期間においては、令和7年度から子ども家庭センターを立ち上げることで相談体制の拡充を図り、児童虐待の早期発見・対応のため、各種訪問事業の活用を図るほか、「要保護児童対策地域協議会」ネットワークの充実・強化を図り、児童虐待に関する未然防止の普及・啓発に一層注力し、事案が発生した場合にも関係者間の連携・協力が迅速かつ効果的な対応となるよう努めることを記載しています。具体的な事業については91ページから92ページに記載しており、こども家庭庁が実施するオレンジリボンキャンペーンに合わせて市内においても行う啓発活動について、92ページに新たに追記しています。

続いて素案93ページ③ひとり親家庭の自立支援についてです。本市におけるひとり親の世帯数や児童扶養手当受給世帯数はいずれも減少しています。背景には、離婚件数の減少傾向や女性の就労状況の変化が推測されますが、子どもの数自体が減少しているため、割合で見るとひとり親世帯は増加していることとなります。また、厚生労働省の調査では、子どものいる世帯の総所得に関し、母子世帯は全体のおよそ半額にとどまっており、生活意識についても「苦しい」と答えた割合は、「児童のいる世帯」に対し「母子世帯」は高くなっています。

本計画期間においては、ひとり親世帯に対する施策として、相談窓口となる母子・父子自立支援員を継続的に配置し、様々な悩みや不安に対する寄り添った対応を図るとともに、生活面での援助となる児童扶養手当や就労に向けた資格取得のための訓練給付金の支給により自立支援に努めることを記載しています。具体的な事業については93ページから4ページに記載のとおりで、いずれも第2期計画期間中からの引き続きの事業となっております。

続いて素案95ページ④経済的困難等を抱える家庭への支援についてです。厚生労働省の調査では、日本の子どもの貧困率は11.5%で、子どもの9人に1人は貧困な生活状況にあり、本市では、このような状況を把握できていませんが、国の施策として令和5年度に住民税非課税世帯等へ支給された給付金に関し、18歳未満の子どもがいる世帯には加算金も支給されており、その実績は非課税世帯が94世帯・児童数157人、均等割のみ課税世帯が25世帯・児童数45人となっています。また、大人が担うべき役割を日常的に行わなければならない、自分の時間をもてない家庭環境にあるヤングケアラーについて、アンケート調査では就学前保護者、小学生保護者の両方とも「ヤングケアラーの可能性のある子がいる」という回答が8件あり、市内にも該当する子どもが存在する可能性があることがわかりました。

本計画期間においては、子どもの貧困及びヤングケアラーに関し、相談しやすい体制を確保するとともに、「可能性のある世帯」の情報を関係機関が共有することが支援に向けた第一歩となることを踏まえ、令和7年度に開設する子ども家庭センターについて、「相談しやすい窓口」としての認知度が高まるように周知・啓発を図り、包括的な体制の構築に努めることを記載しています。具体的な事業については95ページから96ページに記載のとおりで、ヤングケアラーに関する周知・啓発及び早期発見のための対策について、新たに記載しております。

第5章に関する提案は以上となります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

**(会長)**

只今の説明について、ご意見ご質問はありますでしょうか。

**(委員)**

81ページの母子保健サービスの充実について、つわり等の体調不良の割合が多く、サポートの必要性があるとのことだが、サポートにおける事業はあるのか。

**(事務局)**

81ページの表の下に記載の妊婦等包括相談支援事業（伴走型相談支援）で、妊娠初期から後期までの相談を随時受け付けているところですが、つわりに対する詳細な支援の計画策定は現在想定していませんが、相談・受付があれば支援を行っておりますので、今後も引き続き支援を行ってまいります。

**(会長)**

他にご意見ご質問はありますでしょうか。

**(事務局)**

砂川天使幼稚園さんに確認したいのですが、75ページの表にて、ICTシステムの活用について、今年度から導入されているのでしょうか。

**(委員)**

昨年12月より、登降園状況や通園バスの利用についてITCシステムの活用をしている。また令和7年3月からアプリを使用した欠席連絡等のシステム利用ができるよう準備しているところ。

**(事務局)**

ありがとうございます。表中の幼稚園 ICT システム活用の事業内容にて、「ICT システムを導入することにより～」と記載しておりますが、すでに導入されていることから、「ICT システムを活用することにより～」に変更させていただきたいです。また「初期導入費用について補助を行う。」についても「初期導入費用について令和6年度に補助を行っている。」と文章表現を一部改めさせていただきます。

**(会長)**

他にご意見ご質問はありますでしょうか。

**(会長)**

(他に) ご発言なければ、「第3期砂川市子ども・子育て支援事業計画」の素案については資料のとおりにしてよろしいでしょうか。

(了承と確認した。)

## 6. その他

**(会長)**

本日予定されていた議事については、すべて終了いたしました。最後に全体を通して皆様から何か確認等ございますか。

**(委員)**

73 ページの配慮が必要な子どもへの支援について、現在砂川市では子ども通園センターが設置されているものの、支援が必要な子どもが増えている中で、対応できる職員数等が足りていないように感じる。今後増員する予定や、外部からの支援事業の活用といった活動の予定はあるのか。

**(事務局)**

子ども通園センターは砂川市だけでなく、近隣の1市4町を含む6つの自治体の就学前の子どもが対象であり、今年度契約いただいている子どもの人数が90人で対応する職員数が8名という体制で1人あたり9～10人が対応することとなります。利用については週1～2回となります。なお、令和7年以降も支援が必要な児童数の推移を注視しながら今後の増員について検討していかなければならないと考えております。また、いただきましたご意見を踏まえまして、支援体制の充実については新たな計画期間の5年間における課題として受け止め、十分に検討させていただきたいと存じます。

**(委員)**

市だけでなく外部からの支援事業所を活用することで、より多くの子どもたちや子育て世帯にとってプラスになると考えているので、ぜひ検討していただきたい。

**(会長)**

他にご意見ご質問はありますでしょうか。

**(委員)**

今後新しくできる義務教育学校内に、ことばの教室のような施設はできないのか。

**(事務局)**

いわゆる通級指導教室については、義務教育学校内に設けられることとなります。

**(会長)**

他にご意見ご質問はありますでしょうか。

**(会長)**

事務局から何かありますか。

**(事務局)**

今月の24日から1か月間、市民の皆様から意見募集を行いたいと思います。市役所、公民館、地域交流センターゆう、北地区コミュニティセンター、南地区コミュニティセンターに意見箱を設置いたします。またホームページでも意見を募集いたします。寄せられた意見を基に素案を修正し、第4回目の会議を3月に開催しまして、計画を完成させてまいりたいと考えております。日程は別途調整をさせていただきます。

## 7. 閉会

**(会長)**

以上で令和6年度第3回砂川市子ども・子育て会議を閉会いたします。